

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 町民税(個人)について特例制度のお知らせ

① 減免制度

- ・ 特例を受けるためには**申請**が必要です。

【対象となる方】

新型コロナウイルスの影響により、令和2年の所得が**30%以上減収見込み**で、原則として**普通徴収**により納付されている、以下の基準を満たす方。(原則として納付書や口座振替で納税されている方が対象です。)

『前年の所得が200万円以下の方』の減免額

100%減	全額	50%以上70%未満減	50%
70%以上100%未満減	70%	30%以上50%未満減	30%

『前年の所得が300万円以下の方』の減免額

100%減	全額	50%以上70%未満減	30%
70%以上100%未満減	50%	30%以上50%未満減	10%

『前年の所得が400万円以下の方』の減免額

100%減	全額	50%以上70%未満減	10%
70%以上100%未満減	30%	30%以上50%未満減	0%

【申請期限等】

原則として第1期の**納期限までに申請**が必要です。
減収の見込みについては、令和2年2月から5月の収入により判断させていただきますので、申請書のほか、令和2年2月以降の**収入や現預金の状況**が分かる資料を提出していただきます。

② 徴収猶予の特例

- ・ **1**年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。
- ・ 担保の提供は不要で、猶予期間内は**延滞金**もかかりません。
- ・ 特例を受けるためには**申請**が必要です。

【対象となる方】

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の**1か月以上の期間**において、事業等(給与を含む)に係る**収入**が前年同期に比べて、概ね**20%以上減少**し、一時に納付を行うことが困難な方(法人を含む)。

※「一時に納付を行うことが困難」かの判断については、向こう半年間の事業資金などの状況に配慮しての対応になります。

【対象となる町県民税】

令和2年2月1日から**令和3年1月31日までに納期限**が来る、**普通徴収**により納付されるもの。(納付書や口座振替で納税されている方が対象です。給与等から天引きされているものは対象になりません。)

【申請期限等】

原則として各期別の**納期限までに申請**が必要です。申請書のほか、**収入や現預金の状況**が分かる資料を提出していただきます。

※①の減免を受けた後、残りを②の徴収猶予とすることもできます。

お問い合わせ 税務課町民税係
税務課納税係

電話0285-72-8832
電話0285-72-7010